



Title	帝政ロシア労働政策研究史小論
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(4), 281-311
Issue Date	1978-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31437
Type	bulletin (article)
File Information	28(4)_P281-311.pdf



[Instructions for use](#)

帝政ロシア労働政策研究史小論

荒 又 重 雄

はじめに

帝政ロシア労働政策史に関するソヴェトと研究者の分析視角についてみると、エリ・エム・イワノフ Л. М. Иванов. (先年亡くなった) のそれがもっとも適切、かつ鋭いもののようにわたくしには思われる。イワノフはこの問題に関する通史をかいてはいないが、関連する研究に触れて展開されたデッサンがあり、これはわたくしがソヴェト研究者の著作に依りながら自分なりにまとめたわたくしの通史(『ロシア労働政策史』1971, 恒星社厚生閣)と重要な点では一致している。自身で通史をあらわさなかったとはいえ、イワノフは1958年以来ソヴェトにおけるロシア・プロレタリアート史研究の指導者でありつづけていたと考えられるのであり、その影響下にある研究を利用したわたくしにまで、ひそかに影響を与えていたのではないかとさえ考えられるほどである。イワノフの重要なデッサンは先に紹介してある。

最近この領域では、キリヤノフ Ю. И. Кирьянов やクルーゼ Э. Э. Крузе、とりわけラヴォールチェフ В. Я. Лавернчев らの新研究が注目されるし、ロシア・ブルジョアジーの動向やプロレタリアートの団結の内部構造の分析について、イワノフの分析視角で十二分であったとはいえないであろうことはあるが、わたくしとしては一度研究史上でのイワノフの位置について確認する必要を感ずるわけである。

たまたま1977年9月に、北海道大学経済学振興期成会の援助と、ソ連史研究所長ア・エリ・ナロチニツキー А. Л. Нарочницкий およびレーニン図書館外国人利用部長オ・ア・チャコノヴァ О. А. Дьякова の好意によって、わたくしはレーニン図書館において若干の文献研究を行なう機会を得たので、

この点の調査をわずかながら行なってみた。以下は主にその成果によるものである。

- 1) 拙稿「帝政ロシア労働政策に関するエリ・エム・イワノフの見解」北大『経済学研究』23巻4号。

1. シェルイマーギンの研究

第二次大戦後（ソヴェトに即していえば大祖国戦争後）における帝政ロシア労働政策史研究の出発点は、イ・イ・シェルイマーギン И. И. Шельмагин の二冊の書物 *Фабрично-трудоое Законодательство в России 2-я половина XIX века*, М., 1947 と *Законодательство о фабрично-заводском труде в России, 1900—1917*, М., 1952 とである。研究の包括性からいって、これに匹敵する文献は、その後において、ヴォヴチャーク А. Ф. Вовчик. *Политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период (1895—1904 гг.)*, Львов, 1964 とラヴォールィチェフ В. Я. Лаверычев の *Царизм и рабочий вопрос в России (1861—1917)*, М., 1972 くらいのものである。

シェルイマーギンの研究は、公刊されたのが戦後まもなくで、日ソ国交回復以前であり、おそらく日本には現物が入っていないこと、また、その後のソヴェト研究者たちによって、注目されつづけながらも、かならずしも好意的には取扱われていないことからして、わたくしにとっては幻の書であった。シェルイマーギンは、たえず多くの書物のまえがき等で言及されながらも、研究の重要部分で脚注にかかげられたりはしないのである。しかし、レーニン図書館でその二冊を借出してみても、この書物がかなり広く閲読されていることを、その書物の磨損状態よりして推定できた。

シェルイマーギンの二冊をかりに第Ⅰ部および第Ⅱ部と呼ぶことにして、第Ⅰ部は188頁で Юридическое издательство министерства юстиции СССР から、第Ⅱ部は Госюриздат から318頁で出版されている。編別構成は次のとおりである。

〔第Ⅰ部〕。まえがき。第1章、ロシア工場立法前史。(1)18世紀の強制立法、(2)ピョートルの労働法令をめぐる闘争、(3)工場農奴制の廃止、(4)小括。第2章、大衆のストライキ運動のはじまりとロシアにおける最初の工場労働法案。(1)工場労働立法の主要な原因としてのストライキ、(2)シュタツケリベルク委員会案、(3)ネフスカヤ紡績のストライキとイグナチェフの草案、(4)ワルーエフ伯の草案、(5)最初の労働者組織とこれに対する政府の懲罰の方策、(5)小括。第3章、児童労働保護のための闘争と1882年6月1日法。(1)機械生産の勝利と基幹恒常労働者の形成、(2)「工場で働く年少者について」の法律、(3)工場監督官制度の形成、(4)小括。第4章、1885年6月3日法。(1)製造業における婦人労働、(2)モロゾフ・ストライキと婦人深夜業禁止、(3)小括。第5章、労働者階級の状態と1886年6月3日法。(1)賃金額とこれを引き下げる諸方法、(2)罰金と体罰、(3)住宅条件、(4)1886年6月3日法とこれの基本的基準、(5)労働者の採用・解雇および労働者への支払いの秩序、(6)医療扶助、労働用具や照明への支払い、(7)就業規則、処罰と罰金、(8)工場に対する監督の組織、(9)小括。第5章、80年代末から90年代中葉までの立法的反動。(1)1882年6月1日法および1885年6月3日法への修正と追加、(2)1886年6月3日法廃止をめざす闘争、(3)工場監督の改組、(4)労働保護と労働者への保険、(5)小括。第6章、労働日短縮をめざす闘争と1897年6月2日法。(1)工業的発展の成功とプロレタリアートの量的増大、(2)90年代中葉のストライキと「労働者階級解放闘争同盟」の役割、(3)労働日およびこれを短縮させるための闘争、(4)「工場施設における労働時間の継続および配分について」の法律、(5)工場監督と警察的監視、(6)小括。結論。文献。

〔第Ⅱ部〕。まえがき。はじめに。第1章、ロシアにおける工業的発達と労働者階級の状態。(1)ロシアの工業的発達の若干の特殊性、(2)ロシア労働者階級の状態。(3)「警察社会主義」と偽「労働者」組織。小括。第2章、帝国主義時代のロシアにおける工業労働とこれの「保護」。(1)機械による資本主義的工業の犠牲者、(2)労働者の死亡や障害への1903年6月2日法によ

る雇主責任の限度と法適用の限界, (3)死亡した労働者およびその遺族への補償の額と方式, (4)1903年6月2日法実施への監督。小括。第3章, 労働力を雇用する契約とストライキおよび労働組合の自由の権利をめざす労働者の闘争。(1)労働力雇用契約の性質, (2)ストライキの新しい波と工場労働法案の新しい波, (3)ストライキに関する法律, (4)労働組合についての臨時規則, (5)反動期における工場労働立法の再検討, 小括。第4章, 労働者の保険。(1)ロシアにおける労働者の保険についての問題史によせて, (2)労働者保険法の一般的性格, (3)保険組合と疾病基金, (4)年金と扶助金, (5)保険法実施への監督, (6)ポリシェヴィキ的保険カンパニア。小括。第5章, ブルジョワ臨時政府の工場労働法と法案。(1)労働組合および工場委員会についての法律, (2)労働者の保険, (3)工場主と労働者との相互関係についての法案。小括。結論。

以上の編別構成を概観してわかるように, シェルィマーギンの敘述は大変に包括的である。しかしまた, 法学文献の出版所から公刊されていることもうべなるかなと思わせるように, 敘述はあくまでも法律あるいは法律案の継起的形成にあわせてなされており, そういったものを生み出す社会的・経済的・政治的発達の中から法律あるいは法律案がとらえなおされるという点では, 充分でないものを感じさせるのである。一般的な農奴解放と労働政策との関係については, 独自の章も節もみあたらない。1905年の革命と労働政策との関係についても, 独自の章も節もみあたらない。

シェルィマーギンの研究史上の位置をさぐるために, 彼がどのように先行の研究者に言及しているかをみよう。第I部の「はじめに」の部分には次のようにある。「工場立法はまことに大工場工業の必然的産物である。……しかし, それは単に資本主義の一定の発展段階における産物であるのではなく, 労働者階級の意識性と組織性の段階の指標でもあるのである。それゆえ, ロシア労働者階級の歴史に生き生きとした深い関心をもっているものは……工場立法をめざす彼らの闘争を知らなくてはならない。ブルジョア的著述家たちは, 部分的問題での争論や対立はともかく, ロシアにおける工場立法の階

級的性格をもブルジョアの本質をも理解できなかつた。工場労働についての諸法律は、『労働者の利益』を護るためにつくり出されたし、『現に護っている』とまで語ったリトヴィノフ＝ファリンスキーが、多分、彼らの一般的見解をもっともはっきり紛飾なしに表現していたのである。」「支配階級は必然的に階級闘争について重要視せざるをえないにもかかわらず、工場法をも含めてブルジョア社会のすべての法律は、プロレタリアートの擁護にではなく、これへの対決にむけられているのである。²⁾」シュルィマーギンはこれにつづけてピョコフ A. H. Быков やヤンジュール И. И. Янжул を、ことをヒューマニズムで説明しようとした、と批判している。³⁾シュルィマーギンは、ブルジョアの著述家たちに反対し、工場立法はブルジョア的法律であり、労働者階級には敵対的なものだとするわけである。

この見地は、工場法の始源をどこにみるかにも関係してくる。シュルィマーギンはゴリツィンの1835年法について次のようにのべる。『令 положение』の制定に対して、ロシア中心部における労働者騒動の外に、イギリスの工場立法が影響を与えていた。リトヴィノフ＝ファリンスキーやツガン＝バラノフスキーはゴリツィンの『令』をロシア最初の工場労働法とみなすよう傾いている。実際には『令』は法律としての力をうけとることはなかつたし、これの実施を統制する何らの機関も設立されなかつたのであるから、実際の意義はもたなかつたし、だれひとり『法』の運命に関心をもつものはなかつた。⁴⁾」「ロシアにおける工業労働立法は、出発点をピョートル I 世の時代にもち、18世紀をつうじて、直接に紛飾なく労働者に敵対していたのである。⁵⁾」労働者抑圧法の始源はピョートル時代にさかのぼるものとされ、ピョートルのマニファクチュアもまたブルジョア的なものとみなされている。

シュルィマーギンも1882年法による工場監督官の創設は改良とみとめているようである。しかし1886年法による県工場問題審判の設置については、鋭くつぎのようにのべる。「リトヴィノフ＝ファリンスキーは法に工場監督権の拡大をみていた。そしてツガン＝バラノフスキーの見地からすれば法は『工場の中にきわめて有力な姿をとった工場監督官をつくり出した。』しかし実際の

ところ、県工場問題審判所と工場監督官たちとの間に単に次のような分業をつくり出したにとどまるのである。前者は権利と権力のすべてをうけとり、後者はただ純警察的義務、工場の無秩序をやめさせる義務をのみうけとる。法は監督官たちの執行的機能を、それを遂行することが不可能なほどに拡大した。⁶⁾と。この指摘は理解できる。

しかし、シェリマーギンは第Ⅱ部の「結論」の部分で一般的に次のようにのべるのである。「工場労働についての立法は、革命前ロシアにおけるのも含めてどこにおいてでも、労働者階級に対して敵対的であり、彼らの利益に対立する方向をむいている。それはブルジョア的な私的な所有の保護を念頭においているものであり、それ以上のものではない。」「工場労働についての立法は労働者大衆の生活条件に何らの実質的な改善をもたらさず、資本主義のもとでの労働者階級の相対的および絶対的窮乏化を緩和しなかった。」「工場労働についての革命前ロシアのあらゆる法律は、労働者の物質的状態の明白な傾向を暴露した。一つ一つの条文における労働者への各々の譲歩に対し、ブルジョアジーと政府は法律のその他の多くの条文において労働条件を悪化させることによって必ず補償した……。」「工場労働についての諸法律は、ツアリーのそれも臨時ブルジョア政府のそれも同じように、支配階級の意志にしたがい、彼らの利益のために、すきなときに修正され廃止された。」「革命前ロシアの工場労働法の多くは、ロシア帝国のその他のすべての法律とはちがって、『臨時規則』の性質を帯びていた。これは、政府とブルジョアジーが、法律により確立された基準を實際生活に現実的にもちこむことをではなく、『法的基礎』にもとづいて、できるだけ早く廃止することを目標としていたことを、いま一度証明していた。⁷⁾」

シェリマーギンのこの結論においては、みられるように、ツアリー政府とブルジョアジーとの矛盾は全く消しさられてしまっているし、「工場労働法」の制定意図やその実際の運用の大局的判断のもとで、労働者階級の状態の個々の改善や、わずかな譲歩をめぐる労資の、しかしするどい対立やが消しさられてしまっている。

シェリィマーギンの研究の中から、若干の興味深い史実を紹介しよう。

1882年6月1日法により、1882年7月1日から首席工場監督官職が1つと管区工場監督官職が4つおかれることになり、1883年におけるこれらの職のための支出は25,864руб.であった。内別でみると、首席監督官の俸給2,000руб.、食費 столовые 1,500руб.、部屋代 1,500руб.、旅費他 3,000руб.、計8,000руб.、管区監督官1人当たり俵給 1,200руб.、食費 900руб.、部屋代 900руб.、旅費他 1,500руб.、計 4,500руб.である。やがて管区監督官職は9、監督官補職10となり、首席職と合せて20となった段階では、首席職への支出は計 5,000руб.に管区監督官職への支出は同じく 3,000руб.に削減され、官補職に1人当たり 2,000руб.支出され、合計の支出は 78,500руб.、1人当たり3,925руб.となった。1885年にはこの20人で25,913事業所、労働者869,828人を監督し、78,500руб.の費用を工場主から特別の賦課金 *сбор* ⁸⁾であつめ、国庫に納入した。

1891年に管区監督官職が10、官補職が25に増え、首席を入れて36となる。各階層への1人当たり支出は変りなかったが、全体としての支出は当然のことだがふえて、126,992руб.となった。1人当りは3,523руб. ⁹⁾になった。1894年における工場監督機関の改組によって、年支出 3,000руб.の主任工場監督官職18と年支出 2,000руб.の一般の監督官職が125つくられ、合計145職となる。1894年には支出合計 612,556руб.、1人当たり 4,283руб. ¹⁰⁾だったが1895年には合計537,658руб. 1人当たり3,761руб.に節減されている。1897年6月2日、監督官職は171に増える。うち支出3,000руб.~4,000руб.の主任職が26、のこりの145が年支出2,000руб.~2,500руб.の一般監督官職である。これらに対し、1897年には合計 560,662руб.、1人当たり 3,278руб.が、1898年には合計 731,616руб.、1人当たり 4,280руб.が支出された。そして、さらに1899年6月7日にはまた増えて全体での監督官職は257となる。うち年支出 5,000руб.の管区監督官職が6、年支出2,500руб.~4,000руб.の主任監督官職が61、一般の監督官職は190でこれへの年支出は1人当たり2,000руб.~2,500руб.である。支出の合計は 1,089,563руб.、1人当たり 4,240руб.であ

11) ったという。

12) 第1表はシュェルィマーギンがアレクサンドロフスキー Ю. В. Александр-
овский から引いたもので、1903年の労働災害補償法へむかう動きが表現さ

第1表 労働災害の動向

	申告された労働災害	保険機関で補償された災害
1890	16,041	6,741
1891	21,316	8,784
1892	26,298	9,422
1893	32,917	10,901
1894	40,259	12,552
1895	54,562	16,395
1896	64,655	18,544
1897	69,283	19,661
1898	75,146	20,976
1899	79,260	22,666
1900	80,534	23,039
1901	81,605	24,134
1902	84,003	25,313

第2表 県審判所による雑役労働者の標準賃金 (коп.)
(A 1907—1909, B 1910—1912)

	成 年				未 成 年				年 少 者			
	男		女		男		女		男		女	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
ペテルブルグ	80	85	55	60	40	45	35	45	30	30	25	30
モスクワ	85	85	55	55	57	57	40	45	35	35	25	25
バク	85	100	60	75	45	60	35	50	30	40	25	35
ニジェゴロド	75	75	50	50	45	45	40	40	30	30	30	30
エガテリノスラヴ	100	90	80	60	65	65	50	45	55	55	35	35
ハリコフ	83	82	56	50	50	41	36	35	31	33	29	24
クルスク	60	60	45	45	45	45	40	40	25	25	25	25
ベンザ	45	50	29	30	27	31	23	24	17	20	16	19

ペテルブルグは首都審判所、バクとハリコフは特別市長官によるもの。

れている。¹³⁾第2表はシュェルィマーギン自身が商工省のフォンドから作成したものとされている。1903年法第18条により、県工場鉱山問題審判所が各3年ごとに補償額算定の基準となるべき雑役労働者の平均賃金を認定したものである。シュェルィマーギン自身は、県審判所の10名のメンバーのうち4名が工業の代表者であったから、認定された賃金はかくのごとく低い、と附言しているのみだが、それにはとどまらぬ興味をよびおこすものである。

- 2) И. И. Шельмагин, Фабрично-трдовое законодательство в россии 2-я половина XIX века, М., 1947, (以下Ⅰ論文という), стр. 5.
- 3) Там же, стр. 6.
- 4) Там же, стр. 27.
- 5) Там же, стр. 32.
- 6) Там же, стр. 118.
- 7) его же, Законодательство о фабрично-заводском труде в России, 1900—1917, М., 1952, (以下Ⅱ論文という), стр. 313.
- 8) Ⅰ論文, стр. 66.
- 9) Там же, стр. 118.
- 10) Там же, стр. 131.
- 11) Там же, стр. 170.
- 12) Ⅱ論文, стр. 72.
- 13) Там же, стр. 117—118.

2. 帝政時代における研究

——リトヴィノフ=ファリンスキー、プロコポヴィッチ、
ミクーリン——

シュェルィマーギンが克服の対象としたブルジョアの著述家たちは、帝政時代においてどのような研究をなしていたのであろうか。ここでは、リトヴィノフ=ファリンスキー В. П. Литовинов-Фалинский とプロコポヴィッチ С. Н. Прокопович およびミクーリン А. А. Микулин をとりあげて若干の検討をおこなってみよう。

リトヴィノフ=ファリンスキーの著書 Фабричное законодательство и

фабричная инспекция в россии, СПб., 1900, の編別構成は大略次のとおりである。

まえがき。はじめに。第1部、ロシアにおける工場立法の史的概観。(1) 労資の利害調整にかんする政府の方策概観, (2)1882年法, (3)1885年法, (4) 1886年法, (5)1890年法, (6)1897年法, (7)一般的結論。第2部、現行法制。第1章、労働者の雇用について、および工場主と労働者との相互関係について。(8)労働者の雇用, (9)労働者の雇用契約の締結と遂行, (10)雇用契約の中止と破棄, (11)支払手帳, 工場売店, (12)賃金およびこれからの控除, (13)略, 第2章、労働時間の標準化。(14)略, (15)略, 第3章。(16)労働者の生命と健康の保護, (17)労働者への医療扶助, (18)障害をうけた労働者の保障, (19)労働者のための相互扶助およびその他の施設, (20)罰則, (21)一般的結論。第3部、監督機関。(22)歴史的概観, (23)工場監督。

構成を一見すればあきらかであるが、リトヴィノフ＝ファリンスキーのこの著書は、次々に制定されてきた諸法令の解説の集大成のようなものであり、当然「現行法制」を擁護し、その積極的役割について弁護するものである。リトヴィノフ＝ファリンスキーはいう。「これらすべての法令の中に、正常でない、また公正の要求に責任をもてないとみとめられるような現象を除去するための、工場生活に対する政府の介入が表現されており、わが国において労働者たちの中に基本的な不満を発生させるあらゆる機縁を合理的に予防する政策がかたられていたのである。」¹⁴⁾「工場生活の中での事件を労働および資本と称されている二つの要素の闘争のようにみる見解は、西方におけるこの問題状態によって完全に正しいとされたとしても、わが国の現実には全く適合しない。わが国では特別な原則のため西ヨーロッパ的な意味での工場主と労働者との闘争など議論する余地はない。」¹⁵⁾「わが国の法制は労働者の利害と企業家の利害とを公正に一致させることにむけられた方策という意義をもつのみならず、各々の法令によって工場主たちを同一の競争条件において一直線にならばせ、そして工場主たち自身の利害を一致させることにもむけられているのである。わが国の工場立法のこの二重の意義は、その本質的な特

性であったのだから、個々の法令がわが国に発生する機縁をみるときばかりではなく、法の命題そのものの本質をみるときにも、忘れられてはならないのである。¹⁶⁾リトヴィノフ＝ファリンスキーのこの最後のことは、あるいは専制の範囲内での工場法の適用についてのある実践的態度を主張するものであったかも知れない。

工場法の歴史的概観をおこなうさい、リトヴィノフ＝ファリンスキーは、はっきりと1835年法からはじめて¹⁷⁾いる。賃労働に関する立法の独自性に注目すればそのようになり、従属労働一般に注目すればシュェルリマーギンのようになるのであろう。歴史的概観の結論の部分で、リトヴィノフ＝ファリンスキーは次のようにのべる。「われわれは、わが国の工場法制の個々の法令の発生事情の考察がわれわれを導いた以下の結論をもって、歴史的概観を終えることにしよう。1、1880年5月12日付でツァーリに裁可された枢密院の意見によって、わが国の工場法則が現実にそれにそって歩んだところの秩序が指示された。この瞬間によって、継続的な準備的な作業の時代と一連の重要な法令を与えた次の時代とが区別されている。それゆえ、1880年5月12日付規程 *постановление* はわが国の工場立法史において重要な意義をもった事件とみとめられうる。¹⁸⁾リトヴィノフ＝ファリンスキーは、このあと労働時間を規制しているものとして1882年、1885年、1890年、1897年の各法と、労資関係を規制しているものとして1886年法に閑説したのち、簡単に次のようにのべる。「わが国の工場立法は、製造工業の必要と、まさにこの工業部門でおこった諸事件とによって喚び起こされた。¹⁹⁾」と。これは奴隷の言葉として意味を汲みとってやらなくてはならぬ表現であろう。

ことがブルジョアジーとの関係の問題になると、表現は一段と明晰になる。「労働時間を規制している法律はペテルブルグおよびロシアの製造工業の代表者たちとモスクワ地帯の代表者たちとの闘いの結果であった。前者は労働条件の法制的規制の熱心な擁護者であり、後者はこの規制に対する反対者であった。この闘いは主として様々にことなつた地帯におけるこの工業部門の状態の経済的諸条件によってひきおこされたものである。闘いは80年代はじ

めと中葉の産業恐慌の時期に激化した。年少者、未成年者および成年労働者の労働時間を法的に規制することについての請願は、工場における労働時間が標準化されていないことのためにモスクワ地帯の製造業の仕事が生産条件上でもっている優越性を廃止することを目的としていた。わが国の立法はある程度までそうした優越性を廃止した。²⁰⁾「あたらしい工場諸法に対する顕著な不満は、モスクワ工業地帯にだけみられる。そこでは、これら諸法は製造業の中に編成されていた工場秩序に本質的修正をもたらしたからである。²¹⁾」このようなリトヴィノフ＝ファリンスキーのまとめは、帝政ロシア工場法が中央ロシアの資本家を譲歩させながらも、それ自身はなほだ中央ロシア的特徴をもっていたことを見落すものであろう。

しかし、リトヴィノフ＝ファリンスキーが1886年法について次のように指摘している点は十分に注目すべきであらう。曰く、「労働者の雇用と雇主および労働者の相互関係についての1886年6月3日法は、工場内における秩序の維持と労働者大衆の中での安寧の保持をめざしていた。それゆえこの法律の規定は行政的・警察的性格をおびていた。²²⁾」簡単な文章ではあるが、1886年法に対する自由主義的批判をひめたものとも読みとれる。

リトヴィノフ＝ファリンスキーの研究の中から、若干の興味深い史実を紹介しよう。まず、県工場問題審判所であるが、これは次のような順序で各地に設立された。1886年10月1日、ペテルブルグ、モスクワ、ウラジミル。1891年7月1日、ワルシャワ、ベトロコフスカヤ。1894年5月1日、ヴォルニヤ、グロドノ、キエフ、コストロマ、リブリャンド、ニジェゴロド、ポドリヤ、リヤザン、ドヴェリ、ハリコフ、ヘルソン、エストリヤンド、ヤロスラヴリ。1897年1月1日、ヴィルノ、ヴィツテプスク、カルーガ、コヴノ、オリョール、タンポフ、トウラ、スモーレンスク。1897年7月1日、その他のヨーロッパ・ロシア34県。1899年7月1日、バクー。この他にペテルブルグ、モスクワ、ワルシャワ、ヘルソンには市の審判所も設置された。²³⁾

²⁴⁾ 第3表はシェリマーギンの研究の基礎の一つにもなったものと考えられるが、ツアーリズムの官僚制度の中における工場監督官たちの位置づけを知

第3表 工場監督官制度の発展

		人数	費用 (руб.)	階級	官房	支出 (руб.)
1884.6	首管	1	5,000	V	あり	78,500
	席区	9	3,000	VI	あり	
	補	10	2,000	VII	なし	
1891.6	首管	1				126,810
	席区	10				
	補	25				
1894.3	主任	5	3,000	V	うち10人にあり	489,800
	主任	13	3,000	VI		
	その他	125	2,000	VI	なし	
1897.6	主任	6	4,000	V	あり	702,400
	主任	10	3,600	VI		
	主任	10	3,000	VI		
	その他	54	2,500	VI	なし	
	その他	40	2,250			
	その他	51	2,000			
1899.6	管区	6	5,000	V	あり	1,040,360
	主任	6	4,000	V	あり	
	主任	10	3,600			
	主任	10	3,000			
	主任	35	2,500	VI	なし	
	その他	40	2,500	VI	なし	
	その他	60	2,250			
	その他	90	2,000			

第4表 工場監督の普及

	監督官 (人)	工場監督下の			監督官1人当り		
		事業所数	労働者数	蒸気機関数	事業所数	労働者数	蒸気機関数
1885	29	25,913	869,828	—	1,295	43,491	—
1894	143	25,672	1,102,260	23,587	180	8,126	165
1899	257	20,174	1,386,691	32,492	80	5,520	129

るための重要資料である。第4表も²⁴⁾はなほだ興味深い資料である。リトヴィノフ=フェリンスキーは、この表に闡説して、「これらの表のデータによって、監督官の活動条件が最近いかに改善されたかがわかる。」と述べている。それはともかくとして、この表の数値は1900年以後の『工場監督官報告集成』の中の数値と整合的であるし、資本の集積にあわせて監督対象を集中していったうごきが明瞭にみてとれる。第5表はリトヴィノフ=フェリンスキーがデメンチェフ E. M. Деметьев の研究にもとづいて作成した表からとったものである。帝政ロシアの慈恵的労働政策が大企業のもとである程度実現している様子がみてとれる。

第5表 工場労働者への医療扶助 (1899)

医療扶助を提供している工場施設数	事業所規模別(労働者数)						計
	~15人	16~50人	51~100人	101~500人	501~1000人	1000人~	
個々のあるいは連合しての病院	36	82	34	265	166	127	710
個々のあるいは連合しての予診室	4	33	47	264	68	33	449
個々のあるいは連合しての外来診療所	48	381	429	531	55	14	1,464
ゼムストヴォ, 市, その他との協定	14	86	62	129	107	10	318
不満足な施設	53	256	146	88	3	1	541
計	155	838	718	1,283	309	185	3,488
利用できる労働者数	1,787	28,119	52,159	320,475	211,933	400,836	1,017,309
工場監督下の事業所数	8,778	6,795	1,961	1,812	352	194	19,292
工場監督下の労働者数	63,865	176,600	143,024	414,079	242,185	414,172	1,453,925

次に、プロコポヴィッチの著書 К рабочему вопросу в России, СПб., 1905に移ろう。編別構成は次のとおりである。

第1章, 相互扶助協会。第2章, ストライキ, 第3章, 工場法制, 第4章, 企業主の責任。第5章, 1905年のゼネラル・ストライキ。第6章, 結論。

一見してあきらかなように、プロコポヴィッチの関心は労働者階級の自主

的な運動の方に大きくむけられており、工場法に与えられている位置はそう大きくない。さらに、のちに触れるように、この書物の中で今日注目すべきは相互扶助協会に関する豊富な叙述である。しかし、とりあえず本稿の主目的に沿って工場法に関する部分におけるプロコポヴィッチの議論の検討からはじめよう。なお、この書物が、リトヴィノフ＝ファリンスキーのそれとはちがって、1905年革命の中で、ツァーリズムへの批判者の立場からかかっていることを忘れるわけにはゆかない。

プロコポヴィッチは、史実についてはヤンジュール、ミクーリン、リトヴィノフ＝ファリンスキー、ツガン＝バラノフスキーなどによりながら、ツァーリズムの工場法を、1835年法と1845年法を出発点として叙述している。その中で、1881年11月27日にペテルブルク警視総監のもとに設立された臨時工場問題委員会と1884年2月10日にモスクワ総督のもとに設立された同種の委員会に注目している。これら委員会に委任されたことは「(1)義務的規程の制定、(2)雇主と労働者との間の紛争や誤解を予防し、すでに発生した不満を解消させる方策をとること、(3)工場主と労働者との私法的関係を規定している法律を彼らに遵守させる監督²⁶⁾」であった。さらにプロコポヴィッチは、1882年法から1886年法へのうごきを観察したのちいう。「1886年法とこれへのそれ以後の補正とを、ベゾブラゾフ Безобразов 氏やリトヴィノフ＝ファリンスキー氏が主張しているように、『雇主たちに対する不信』につらぬかれた法律であるかのように認めるわけにはゆかない。」²⁷⁾と。また、イグナチェフ委員会やワルーエフ委員会についてのべた部分では、これらの委員会が成果をあげえなかったのは、労働問題をもって「私的な性格」をもつものと考えたからだ²⁸⁾と批判している。

プロコポヴィッチは、工場法制の検討を終えるにあたって次のようにのべる。「われわれによる工場法制の概観によって、工場法制の基礎に二つの動機がよこたわっていたことが明らかとなった。すなわち、工場の無秩序とストライキによって侵害されている社会の秩序と安寧の確保に配慮すること、および可能なかぎり工場主たちの利益を擁護しようとする傾向とである。ツ

ガン＝バラノフスキー M. И. Туган-Барановский の正確な指摘にしたがえば、『ロシア工場立法の特殊性は、工場法の作成にさいしての、政治的および警察的性格をもった考慮のきわだった役割であった。わが国の重要な工場法のすべては、この種の考慮の直接的な影響のもとに生成した。この意味において、はなはだ重要な工場法の制定のイニシヤチヴが、わが国において、しばしば、さまざまな機関の姿をとりながらも内務省に属していたという事実をみとめないわけにはゆかない。』『リトヴィノフ＝フェリンスキーは、わが国の工場立法の基本的動機をはなはだ率直に規定している。すなわち彼はのべている『企業家たちに対して庇護的な態度をとっていた国家も、社会的福祉と安寧という見地においてではあったが、労働者たちの利害を無視するわけにはゆかなかった。』残念ながら、わが国の工場立法において、労働者たちの利益は、リトヴィノフ＝フェリンスキー氏がのべていた方法においてさえ、²⁹⁾守られなかった。』リトヴィノフ＝フェリンスキーが法律のたてまえにたつて労働者の利益を守るよう主張したのに対して、プロコポヴィッチは実際にはそのようにはなりえないと批判している。

プロコポヴィッチはローゼンベルグのドイツ語の書物 G. Rosenberg, Zur Arbeiterschutzgesetzgebung in Rußland, 1895から、「ロシアにおける工場立法は、その他の国々におけるのとはことなり、労働運動によって生成発達したのではなく、もっぱら立法者の理解と配慮により生成発達したものである」という言葉を引用し、ついで「リトヴィノフ＝フェリンスキー氏が労働者のストライキや騒動が社会的力として実際の意義はもたず、ただ労働者の生活の不正常を明らかにするという理論的な意義をもっていたにとどまるとし」、「³⁰⁾実際上の力を労働者にではなく工場主たちに帰している」ことを批判する。いわく、ペテルブルグの資本家のモスクワの資本家に対する闘い、という考えはツガンも一部わけもっているものではあるが、しかし、ペテルブルグの資本家の請願も、労働運動のないときには効果がなかったではないかと。1882年の工場監督制度の1886年における拡大については、プロコポヴィッチは、「工場監督の機能のこの拡大は、1886年法の警察的傾向性をとりわけ

はっきりとものがたっている³²⁾」,と評価している。プロコポヴィッチはスターロステ制(工場総代制)についてもつめた³³⁾いし、また1905年のゼネラル・ストライキについての記述は、「つどい Собрание」とシドロフスキー委員会をめぐる動きが中心になっている。要するに、プロコポヴィッチはツァーリ労働政策にではなく、労働者の自主的運動に多くを期待するのであろう。ガボンたちが「工場監督制度の廃止」をスローガンとした1905年の状態が反映しているのであろう。

ただし、労働者の自主的運動の中でプロコポヴィッチによりもっとも重視されているのが、相互扶助協会であるように思われる。重要な内容を紹介してゆくと次のごとくである。すなわち、こうした相互扶助協会において先進的だったのは「文化的辺境」すなわちフィンランド、ポーランド王国、沿バルト地方であり、ロシア固有の地帯はおくれている。1898年にこれらの地方に手工業者の相互扶助協会が98あり、葬祭基金が113あった。これの設立年次別構成は第6表のごとくであった。西北部のユダヤ人労働者たちはハブラхабура とかヘブラ хебра とかいう名の相互扶助組織をもっていた³⁴⁾。ロシア人労働者の中でこの方面でのパイオニアは印刷労働者たちで、1814年にワルシャワで、1816年にリガで、1819年にデルプテでという具合にはじまり、

第6表 互助協会の設立年次別構成(フィンランド、
ポーランド、沿バルト) 1898

	相互扶助協会	葬 祭 基 金
18世紀ないしそれ以前	5	2
1801—1850	12	4
1851—1860	4	5
1861—1870	10	6
1871—1880	6	15
1881—1885	8	11
1886—1890	13	30
1891—1895	35	32
1896—1898	4	8
計	98	113

1838年にペテルブルグに「ドイツ式 Немецкой」とあだなされた「印刷工、活字鑄造工、石版工、木版工、写真師のための互助基金」ができた。このペテルブルグの基金は、はじめ、毎週15коп.の拠出で、疾病手当を最初の16週間につき週 4руб., つづく16週間につき週 2руб. 給付、葬祭に 50руб., 仕事を求めて旅行するものに旅費 8руб. を給付した。1841年には専属医師をかかえ、1855年に疾病手当が20週に延長、仕事を求めているものに週 2руб. 支給、1865年には疾病手当が最初の半年間に週 5руб. あとの半年間に週 3руб. 旅費は 5~10руб., さらに廃疾への手当月 10руб. と寡婦への扶助金も月 5 руб. とされ、妻子もつ加入者は 5коп. 余計に拠出することになった。やがて基金に赤字が出はじめ、週15коп. だった拠出が1873年から月 1руб. となり、1880年にはさらに 1руб. 25коп. に上がったという。³⁵⁾

おそらく、このペテルブルグの組織の存在を前提して、さらにはこれに対抗して、「ペテルブルグ印刷工協会相互扶助基金」の規約が1854年に認可されている。そのうち1866年にペテルブルグで文選工の基金が、1869年にモスクワ市の印刷工の基金が、1881年にハリコフ市の文選工の基金が、1884年にオデッサ市の印刷業従事者の基金が、1885年にはカザン市の書籍印刷工の基金とオデッサ市の印刷工および石版工の基金が、1890年にはキエフ市の文選工の基金が、1892年にはサラトフ市の書籍印刷工の基金が、1895年にはサマラ市の書籍印刷工の基金が成立している。他に1890年代にニジェゴロドに、1901年にはスモレンスク、トムスクに、1902年にニジュニ・ノヴゴロドに、1903年にエカテリノスラヴに、1904年にオレンブルグとオリョールにという風に普及している。プロコポヴィッチは印刷業者たちがこうした基金の発展に敵対した様子をトムスクの例をもって示している。³⁶⁾

プロコポヴィッチは、これにつづいて商業使用人の協会 Общество についてのべている。これは、1898年に、フィンランド、ポーランド、沿バルト地方をのぞいて、ロシアに74もあった。それが設立されたのは1863—65年に4、1866—70年に6、1871—75年に2、1876—80年に4、1881—85年に7、1886—1890年に11、1891—95年に22、1896—99年に14、不明が4である。プロコ

ポヴィッチは、この協会について次のことに注目している。すなわち、この協会は1896年にニジェニ・ノヴゴロドで、1898年にモスクワで代表者大会をひらいており、第1回大会では相互扶助問題の他に次のような純職業的問題を課題に入れたという。いわく、(1)日曜・祭日休日の確立、(2)将来における労働日短縮、(3)職業紹介所の設立、(4)職業新聞の発行、(5)商業使用人協会の代表大会の周期的開催、(6)職員と雇主との関係の調整、(7)支払手帳制度の導入。モスクワの協会は第2回大会にむけて標準規約を作成していた。³⁷⁾

次にプロポヴィッチは企業に附属する共済組合の検討にうつっている。ポーランドの鉱山には1817年2月28日付勅令にもとづき1821年に鉱山仲間が形成されて、疾病手当、葬祭手当、退役年金を支給した。私営鉱山の発展とともにここにも相互扶助協会が設立され、1898年現在で19基金をかぞえたという。設立時期は50年代末に2、1861—65年に1、1866—70年に2、1876—80年に2、1881—85年に6、1886—90年に1、1891—95年に1、1896—98年に3である。基金への拠出もさまざまであり、1890年代以前に存在した13の基金のうち9つまでに事業主からの拠出があった。管理についてみると、労働者が拠出しているからといって、すべてに労働者の管理参加がみとめられるわけではなかった。事業主が拠出していないところでさえ、4基金のうち2基金は事業主の専管であり、その他にも4つの事業主専管基金があった。プロコポヴィッチは、このことからして、「労働者の拠出は基金の管理への労働者の参加を保障しなかったし、現に保障してもいない。」とのべている。1892年3月9日法が鉱山所有者に労働者への医療扶助の支出を義務づけるや、若干の企業家たちは基金への拠出を中止し、基金の運営からこの事業をとり去った。³⁸⁾

1861年3月8日法はウラルの鉱山に鉱山仲間を設立することを予定した。これは賃金の2～3%控除、同額を管理部から拠出、さらに罰金もこれに入り入れて基金をつくり、疾病、廃疾、寡婦および孤児、その他重大災害に手当金、年金、一時金を支給するものであった。私有鉱山に対しても、1862年6月4日令が労資合意の上で同種のものを設置するよう指示した。とはいえ、

政府が標準規約をつくる作業はおくれた。1866年の草案は支給基準を、10年勤続者への年金は最近3年間の賃金の $\frac{1}{8}$ 、20年勤続には $\frac{1}{2}$ 、30年勤続には $\frac{3}{4}$ 、40年勤続には $\frac{4}{4}$ ただし200руб.を限度とし、死亡した労働者の家族へは、子どもは15才未満、寡婦は再婚するまで、1人年金の $\frac{1}{7}$ づつ、ただし総額 $\frac{7}{7}$ を限度、その他疾病手当や年金のあたらない解雇者へは一時金、重大災害への扶助としていた。1881年4月9日になって国有財産省がやっと定めた臨時条令は、35年勤続の完全年金を賃金の $\frac{1}{2}$ に下げた。この臨時条令は1893年5月26日に恒常的な条令に格上げされたが、そこでは10年勤続者への賃金の $\frac{1}{6}$ の年金からはじまって35年勤続の完全年金が $\frac{1}{2}$ までの体系であった。寡婦は死亡した労働者の年金の $\frac{1}{3}$ 、子どもは $\frac{1}{6}$ 、総額の限度は $\frac{2}{3}$ 、父に年金のつかない孤児には父親の平均賃金の $\frac{1}{15}$ の手当がついた。疾病時には療養の給付の外に疾病扶助金がつき、これは独身者で賃金の $\frac{1}{3}$ 、妻のみあるもの $\frac{1}{2}$ 、妻も子どもあるもの $\frac{2}{3}$ であった。こうした基準にしたがう鉱山の基金が1897年現在でウラルに14カフカズおよびオロネツに2あり、それら16の基金の開設年次は1862—65年に2、1866—69年に10、1873年に2、1886年に1、1895年に1となっていた。⁴⁰⁾

ポーランドや沿バルト地方では、鉱山につづいて工場付属共済組合の設立がつづいた。これは「ひろく普及して」おり、賃金の1～3% (4～10коп.)を強制控除し、これの30～50%を工場主が拠出し、さらに罰金収入なども加えた基金を工場管理部が管理し、療養の給付や、疾病扶助金や葬祭扶助金の支給をするものであった。1891年、この地帯に1886年工場法が適用されることになる、工場監督官は、医療扶助の費用を賃金から控除することを禁じた1886年法の条項をもって、これらの基金のすべてを禁止した。ワルシャワとペトロコフスカヤの県工場問題審判所は、これら基金の再建のために1886年法と基金の規約の調整に着手し、標準規約を作成した。この規約によると、企業所有者は労働者の賃金1%以下を疾病基金のために控除し、これに罰金収入とその他工場主の適当な寄附とを合した基金から(1)3～6ヶ月を限度として疾病労働者に平均賃金の $\frac{1}{2}$ の扶助金、(2)産前産後各2週間の扶助金、

(3)平均賃金20日分の埋葬扶助金、(4)罰金基金からうけとる権利あるものへの労災一時扶助金を支給することになる。ワルシャワの審判所は、この基金を50人以上規模の施設に義務的なものとしたのに、ペトロコフの審判所はこれを任意とし、たとえば設立しても同意のない労働者から賃金控除してはいけないとしたので、ロシア商工業振興協会ロッジ支部は1893年に同協会の中央(在ペテルブルグ)に、これを50人以上規模に強制するため助力してほしいと陳情している。⁴¹

プロコポヴィッチは、グロドノ県やコヴノ県の例、さらに鉄道業における事例も紹介しているが、ロシア固有の地域における動きをのべている部分は注目に値する。すなわち、ここに存在してきたのはせいぜい罰金基金くらいで、辺境にくらべるとさしたるものはないが、1890年代のなかばくらいから工場における相互扶助組織が目につきはじめる。1899年にペテルブルグの若干の機械工場で相互扶助協会 Общество взаимопомощи が認可された。毎月の拠出は 1руб. 25коп. と 80коп. と 40коп. との三等級にわかれ、疾病時に医療と扶助金の支給を行う。1902年にモスクワで、さらにコストロマ、ハリコフ、トウラ、サラトフなどにも認可されることになったという。そのさい、プロコポヴィッチが、1899年のペテルブルグにおけるのと同種のものだとしながら紹介しているモスクワの例が Общество взаимопомощи рабочих механического производства という名称であること、月に 1руб. または 50 коп. という二等級の拠出(20年拠出すると以後拠出なし)に対して、死亡、自分の責によらない疾病および失業、火災に対して扶助金が(2ヶ月を限度として)支給されるものであること、などをみると、すでに事業所ごとの、あるいは企業ごとの基金の範囲をこえていることに気づく。プロコポヴィッチは、この協会の管理についてのべ、管理部 правление は総会(ただし50人以上あつまってはならない)でえらばれた12名の中からモスクワ警視總監が8名をえらんできめるとされ、オーゼロフ И. X. Озеров がその1人としてえらばれたこと、この点ではハリコフの協会の方が、警察は総会があれこれの問題を討議するのを禁じたり、会を閉鎖したりするだけで、協会の内部

運営に介入しないからよりましであること、モスクワの協会で失業手当を給付するのは、職を失なった理由が本人の責によらず、本人の行動の外の、全く本人に関係ない事情によるもののみにかぎることにより、労働条件を改善しようとする努力が排除されていること、をとくに指摘している⁴²⁾。

プロコポヴィッチが期待しているのは、工場法でもツァーリ労働政策の一環としての警察社会主義でもなく、西欧的なトレード・ユニオンなのであろう。プロコポヴィッチは、1904年に規約を認可されたС-Петербургское общество рабочих механического производства はモスクワのそののやきなおしであるし、「つどい Собрание. の全活動はペテルブルグ特別市長官の密接なる監督と指導のもとにひき出されなくてはならない」⁴³⁾と批判している。

1905年革命の勃発、合法文献の中におけるプロコポヴィッチのような批判、さらにツァーリの10月17日詔勅への期待、そういった事態の中で出版されたミクーリンの著書 *Фабричная инспекция в России (1882—1906)*, Киев, 1906を検討してみよう。この書物の編別構成の大略は次のごとくである。

まえがき。文献。第1章、工場監督機関の歴史的概略——工場労働者保護に関する主要な法律、工場監督の組織と監督分野の編年史的摘要。第2章、年少労働者の就業に対する監督 (1882—1886年) ——最初の監督官たちと1882年6月1日法実施以前における彼らの活躍、1883年のモスクワおよびウラジミル担当監督官の報告、——工場監督の全ヨーロッパ・ロシアへの拡大、——9管区の設定——年少労働法の適用についての最初の管区監督官の報告。第3章、……内大臣プレーヴェの委員会、——……労働者の生活を改善するための法 (1885, 1886) の影響。第4章、具機械監督……、第5章、1899年の増員、管区工場監督官と中央工場問題審判所の設置、主任工場監督官大会、管区工場監督官大会……。第6章、……県当局への監督官の態度——監督官メンバーと警察との義務の区分……。第7章、現況。結論、法制的な労働保護ののぞましき発展方向。

ミクーリンはプロコポヴィッチとはちがって工場監督制度の発展に期待している。しかしミクーリンはリトヴィノフ＝ファリンスキーとはちがって工

工場監督制度の現況について鋭く否定的な態度を示している。すなわち、ミクローリンは結論的部分において次のようにのべている。監督官の $\frac{1}{4}$ 世紀の活動をみて次のようにいえる。監督官は必要な労働保護をなさないし、立法の発展に力をつくすこともできない。それは、一方では内務省が工場監督官を知事に属して工場内の治安を守るべきものとするからであり、他方では大蔵省が産業の利益を守って監督官に労働者の利益と同じく企業家の利益を擁護せよと要求するからである。法発展の原動力は、一方では労働者のストライキであり、他方では治安を考える内務省であった。1886年法も1897年法も労働者の騒動という打撃のもとに成立したのである。工場監督から小さな工場が次々にはずされて行っているが、それはこうした小工場での労働者の不満は治安をおびやかさないからである。工場法の地域的拡大はもちろん内務省の治安的関心にもよるが、工業の競争条件を整えるためもあるのであって、そのために大蔵省はいくら金がかかってもそうしようとするのである。現状下でのストライキにあって、労働者たちは工場監督官に期待していない。監督官たちは、初期には、労資関係の調整において、あまりにも無権利な労働者状態を明るみに出して役割をはたした。「しかし、啓蒙的絶対主義の時代は過ぎ去った。好意的慈恵と精神的作用という方法は、現状では、多くの場合、すでにところを得ないし、以前のような結果をもたらさない。」「現行の監督組織は古くさく⁴⁴⁾なった。」労働者の中には工場監督官に対する以前のような信頼はない。

このように厳しい判定をしながらも、ミクローリンは工場監督制度の再生を期待して次のように提案する。(1)立法的保護は工場労働者に対してのみならず雇用労働者全般に拡大すべきである。(2)あらゆる種類の工業労働の保護をもっぱらひきうける特別の中央機関の設置。(3)労働者の自立的発達に好都合な条件の設定。(4)労資の同権のための労働組合その他への団結の自由。(5)双方の代表同数よりなる仲介、あるいはそれと同種の法廷を設立すべきである。労働者と工業家からの選出代表による特別工業裁判所。(6)系統的労働統計。(7)労働保護の一元化と改造。(8)労資の協議機関。(9)身分の独立した、しかし

行政機関の一つとしての工業労働監督制 Институт инспекций пром. трудаをつくる。(10)監督官の職務は……略。(11)労働者からも監督官を起用し、報告は統計のみではなく生き生きしたものとし、情報は公開する。(12)そのためには根本的改革が必要であり、現行制度の修正ではたりない。10月17日詔勅が⁴⁵⁾実行されなくてはならない。このようにミクーリンは、一方ではストライキの研究などに関してプロポコヴィッチを高く評価しながら、⁴⁶⁾監督制度を含めて工場法制への期待をすてない。

第7表 1886年法の効果

	1885—1886			1886—1887		
	賃金	罰金	%	賃金	罰金	%
綿紡工場	389,561	1,784	0.46	398,120	1,427	0.35
綿染色工場	462,851	863	0.19	523,831	486	0.09
綿織工場(織布工)	863,308	41,705	4.85	1,011,709	22,668	2.05
綿織工場(その他の労働者)	327,290	5,339	1.64	465,081	3,353	0.72
合計	2,042,965	49,691	2.46	2,398,741	27,935	1.17

руб. で表示

ミクーリンの研究の中からも、いくつかの興味深い事実を摘出しておこう。まず第7表であるが、これはミクーリンが1886年法によって労働者への罰金賦課率が低下したことを示そうとしているものである。調査範囲などがわからないとはいえ、ある程度信用されてしかるべき資料であろう。次に、県機械監督についての敘述も注目される。県機械監督 губернский механик は1793年5月1日に蒸気機関使用における危害予防と検査に関する義務的規程が施行されたときから、この規程の実施と機関の試験とを委任された職として存在しており、蒸気機関の所有者は検査のさいに報酬を機械監督に直接に(ときおりは80руб.も)支払っていた。機械監督は時には、特別に必要なのに過度にしばしば工場を訪れ検査を行ない、弊害があった。大蔵省はこの検査について公定価格を構想し、検査料は1回50руб.以上だが、1台につき2年に1回でよい。税 налог は馬力に応じ25~20руб.と考えたり

していた。⁴⁷⁾ 県機械監督を工場監督制度に統合したことの背景には、こうした事態もあった。

最後に、ミクーリンは工場監督官たちの相互交流の動きについても情報を提供してくれている。一つの管区内の監督官たちの活動の統一のために、主任工場監督官たちを場合によっては地区工場監督官をも含めて、工場監督事業に関する様々な問題を審議する大会に必要があれば召集することは管区工場監督官の権限であった。しかし、管区ごとの不統一を調整することについては、管区監督官に権限はなかった。ではあったが、1899年から1902年までの間に18回も、大蔵省商工局工業部の事前の許可をえて監督官たちの大会がひらかれた。場所は6つの管区のすべてが利用された。大会はときには地区工場監督官をもまじえて管区監督官の議長のもと3日—7日続き、少なくとも30以上の、多いときには70—80の問題を審議した。ただ「残念なことに、諸大会の作業は、省（大蔵）に提出されたのに全く利用されないままにとどまった。」唯一の例外は年少者の労働を禁ずる部門のリストにタバコ製造業が入ったことである。そして大会はその後ひらかれなくなったという。これらの動きと関連して、管区監督官たちは商工局が自分たちに委任した諸々の規程案の作成のために1900年末から1901年はじめにかけてペテルブルグにおいて、ひきつづいて各管区ごとに意見をにつめて1901年末にモスクワにおいて大会をひらいている。このことからミクーリンは、管区工場監督官たちの行動の結果、中央工場問題審判所が⁴⁸⁾この件で指導性を発揮できないことがわかったと、判定している。

14) Литовинов-Фалинский, Фабричное Законодательство и Фабричная инспекция в России, СПб., 1900, стр. XVII.

15) Там же, стр. XVIII.

16) Там же, стр. XIX.

17) Там же стр. 1.

18)—22) Там же, стр. 122.

23) Там же, стр. 306.

24) Там же, стр. 309.

- 25) Там же, стр. 221—223.
- 26) С. Н. Прокопович, К рабочему вопросу в России. СПб., 1905, стр. 86.
〔拙著『ロシア労働政策史』の233頁にモスクワ警視總監とあるのはあやまりと思
われる。〕
- 27) Там же, стр. 99.
- 28) Там же, стр. 101.
- 29) Там же, стр. 111.
- 30) Там же, стр. 112.
- 31)—32) Там же, стр. 113.
- 33) Там же, стр. 122.
- 34) Там же, стр. 2.
- 35) Там же, стр. 8.
- 36) Там же, стр. 9.
- 37) Там же, стр. 14—18.
- 38) Там же, стр. 23—24.
- 39) Там же, стр. 25—26.
- 40) 〔拙著(前掲)の98頁の記述とあわないところがある。〕 Там же, стр. 26—30.
- 41) Там же, стр. 31—33.
- 42) Там же, стр. 37—42.
- 43) Там же, стр. 42.
- 44) А. А. Микулин, Фабричная инспекция в России (1882—1906), Киев
1906, стр. 213—217.
- 45) Там же, стр. 218—221.
- 46) Там же, стр. 43.
- 47) Там же, стр. 94—95.
- 48) Там же, стр. 131.

3. レールマンとソローキンの研究

シュルィマーギンにややおくれてつづく研究の中から、エリ・エム・イワ
ノフが関説しているレールマン С. И. Лерман とソローキン В. В. Сорокин
の二人をとりあげてみよう。

レールマンについてみると、Законодательство о фабричном труде в
России в 80-х и начале 90-х годов XIX века, М., 1951と在ゴメリのチカロ
フ名称国立教育研究所の紀要にのった論文 Политика царизма по “рабочему

вопросу” в 70—80х гг. XIX века (1958) と、学会報告のレジュメと思われる Фабричное законодательство в России в 80—х гг. XIX. в. とが発見された。第三のものは9項目にわけられた簡単な印刷メモで次のような内容である。(1)工場法は資本制生産の発展、工場の形成、そこにおける労働者の闘争により発生した。(2)アレクサンドルⅢは工場法をもって治安維持を試みた。(3)労働力をより合理的に利用することで生産性を上げようとする若干の資本家層（ペテルブルグ、のちロッチモ）の要求もあった。(4)資本家の競争戦に対してアレクサンドルⅢは反動的なモスクワの資本家層により肩入れしていた。(5)工場法は若年労働者と婦人にのみ、しかも三県にのみ、(6)さらに臨時規則として実施され、(7)適用は厳格ではなかった。(8)モスクワの工場主を中心にしてこの法の再検討がすすむが労働者の革命的力のゆえに廃止まではゆかなかつた。(9)どんな粗末なものであっても、80年代の工場法は労働者への最初の譲歩であったとみなくてはならない。この最後の判定と一貫する考え方で、レールマンは第二の論文においては、1870年の県知事あて内務大臣回状であるとか、1874年の第三部の秘密回状であるとか、さらに刑法改正とかの抑圧政策について語っている。

当面の問題について最も豊富な叙述を与えているのは第一の著作であるが、その中でレールマンは次のように先学を批判している。「エム・ツガンバラノフスキーとペ・ストルーヴェはペテルブルグの工場主たちの『進歩性』についての伝説をうちたて、工場法の制定を、ツァー政府がこれら『人道的』な工場主の側にたち、かくして『進歩的資本主義の必要』を感得したことをもって説明した。」しかし、そのとき労働運動が展開しはじめたことにも、ペテルブルグの工場主たちも工場法に反対していた多くの事実にも、口をつぐんでいる。「工場をツァーリ政府が『進歩的資本主義』を認めた結果であるとしたり、(П. Струве, М. Туган-Барановский), あるいは80年代の経済恐慌の結果であるとしたり (М. Балабанов) するのは、ロシアにおける工場立法を『経済的強者』に対して『経済的弱者』を擁護するツァーリ政府の行為であるかにみたり (С. Н. Южаков) あるいはロシア社会における『人道主義』

思想の発達の結果であるかにみたり (E. H. Андреев, И. И. Янжул, А. А. Микулин, А. Н. Быков 他) するブルジョア的研究者の主張とちょうどつりあっている。」本当は、ロシアの工場法はロシアの労働者の不断の発展の結果としてあらわれたのである。1949年の「ロシア史」の教科書にはツガンの影響がでている、と。⁴⁹⁾このレールマンの評価は、ミクーリンの奴隷の言葉に配慮しないことについて、いま一つ、ストルーヴェらを事実上ユジャコフらと同一視することにおいて、公平さと正確さに不足しているといわなくてはならない。これは、ブルジョアジーと専制との間の矛盾の軽視につながる。

レールマンは、1882年法、1885年法および1886年法が、「労働者の要求と比べてみたとき、全く些少なものであるとはいえ、(労働者への) 譲歩であった」、としたあと、次のように展開している。ロシアのブルジョアジーは19世紀末にはすでに政府に影響をもつ独自の組織をもっていた。それは取引所委員会であり、商工業評議会であり、ロシア工商業振興協会、その他である。そして、「労働者に対し余儀なくなした譲歩を、もっとも工場主に利益のあるよう調整し、機会があればこれを改正した。ブルジョアジーの強い要求を満足させるために、アレクサンドルⅢの政府は80年代後半、わが国の政治的反動期に、1882年6月1日法と1885年6月3日法を改正した。1890年4月24日法の制定により、年少者、未成年者、婦人の労働に関する法はいちぢるしく悪化した。政府は、1889年から1890年にかけての恐慌もあって1887年以降ストライキが沈静化したことを利用した。プレーヴェ委員会は1886年6月3日法の全面的改訂を準備した。しかし、1890年代はじめの労働運動の新しい昂揚がこの考え方の実現を不可能ならしめた。しかし、労働運動の活発化が政府に1886年6月3日法の廃止の可能性を与えなかったとはいえ、プレーヴェ委員会は、工場監督官を1894年3月14日付で改組することにより、これの警察的・スパイ的要素を強化することでそれにかえた」と。⁵⁰⁾シュルィマーゲンがロシア工場法の反労働者的性格を強調したのに対して、レールマンはロシア労働法が労働者への譲歩であることを強調している。しかし、いずれにしても、ブルジョアジーと専制との関係についての認識において、専制の同時代人た

ちのもっていた感覚の鋭さはうすれてしまっている。

レールマンの研究にくらべるとソローキンの研究は問題の一般性に触れることが少ない。マルクス名称のスメーレンスク国立教育研究所の紀要にのった論文 *О некоторых полнейских мероприятиях царизма в рабочем вопросе первой половины 70-х гг. XIX века* (1953) は、まさに標題どおりの研究を行なっているのだが、そこには、期せずして、労働運動の圧力と、これに対するまさに専制の対応があらわれているように思われる。注目される論点は二つであり、その一つは工場法案審議である。すなわち、「1870年、ネフスカヤ紡績のストライキのち、イグナチェフの委員会 (1870—71) が設立されている。しかし、この委員会の作成した工場立法案はツァー政府を満足させなかった。それははじめ内務省によって拒否され、そののち枢密院で拒否された。1874—75年に、労働者のストライキにおびえた政府は、ワルーエフ伯の主宰する二つの委員会を設立している。ワルーエフ委員会は、労働保護、とりわけ児童労働保護の法案を作成せねばならなかった。1875年にかけて委員会の準備した法案は枢密院に提出されたが、そこでとどこおった。70年代にはもうそれ以上に工場法はあらわれなかった。……」そうして、*Шуваев П. А. Шувалов* を長とする第三部の弾圧がつづいた、とい⁵¹⁾う。

いま一つは第三部の「慈惠的 попечительный」政策である。1871年、第三部は労働者のための「慈惠的」協会を組織する問題を審議した。副長官 генерал-адъютант のイサコフ Исаков の草案 Проект общества попечения о рабочих が審議の中心であった。この草案を送付された内務大臣チマシヨフ А. Тимашев は、1871年2月16日付でワルーエフにあって、いったいどの程度に労働者身分に特別の内部組織をゆるすことが今日適当なのであろうか、と疑問をなげかけている。規約草案は、工場および手工業労働者などの道德的發展と教育のために、慈善原則にたつて協会を設立するものとしていた。協会は内務省の機関に服属し、メンバーの年間12руб.の拠出と、事業所からの徴集、および個人やメンバー機関からの寄附で基金をつくる。それで、成

人および児童の学校設立、道徳的で有益な書物のみ備えた読書室の開設、定期刊行物の出版、互助基金設立、演劇、音楽、スポーツの普及をおこなう、とされていた。チマシヨフからおくられてきたイサコフの草案に関心を示した第三部長官シュヴァーロフは、部下に、この草案にそった事業の企画をさせ、それはまた1871年3月1—2日付の覚書にあらわれた。ここには事業の企画とともに、「時を逸しないうちに」労働問題の解決を「自分の手につかむ」よう推める言葉もふくまれていた。ところが第三部は結局、そうした協会がかえって労働者と資本家との「身分的敵対」を激化して革命家に利用されることをおそれて、これを採用しなかった。だからといってシュヴァーロフはそうした構想を全般的に放棄したのではなく、1873年4月18日付の上奏文中でも、ツァー政府が労働運動を支配し、これをのぞましい方向へむけるための組織を労働者の中につくり出す必要性をのべていた。だが実際には1874年末以来シュヴァーロフは外交政策に力を尽すことになり、あとをおそったポタポフ A. Я. Потапов はこの構想に関心を示さなかった、と。

19世紀末から20世紀初頭にかけて展開するロシア的工場監督制度とロシア的警察社会主義は、すでに80年代はじめに萌芽をみせていたが、構想としてはさらにさかのぼって70年代はじめにみとめられることを、ソローキンの研究は興味深く示しているといえよう。

49) С. И. Лерман, Законодательство о фабричном труде в России в 80-х и начале 90-х годов XIX века, М., 1951, стр. 5—6.

50) Там же, стр. 10—12.

51) В. В. Сорокин, О некоторых полицейских мероприятиях царизма в рабочему вопросе первой половины 70-х гг., “Ученые Записки” Смоленского государственного педагогического института имени К. Маркса, вып. 2. Смоленск, 1953, стр. 25.

52) Там же, стр. 34—39.

53) 拙著126頁など。

む す び

以上、わたくしはエリ・エム・イワノフの分析視角の研究史上の位置をたしかめる目標をもって、シェリマーギン、レールマン、ソローキン、さらにさかのぼってリトヴィノフ＝ファリンスキー、プロコポヴィッチ、ミクーリンの研究の特徴と、その研究の中にみとめられる興味深い帝政ロシア労働政策史の事実とを調査してみた。そして、イワノフがとりわけツァー政府の工場法の分析にあたって、労働者の自主的運動に注目すべきこと、およびまさに専制政府の政策であったことの意味を追及すべきことを強調している理由をある程度明らかにしえた。非合法の労働運動および労働者の革命運動、これらと並んでの専制の中心部での意志決定の本当の基準とそのプロセス、この二つの側面はとりわけ同時代人にとっては資料的に隠蔽され、またわかって公然と文字にはできない領域であったであろう。政策主体としての権力そのものの動きと、これに対抗するものの中でもっとも革命的であった勢力の動きと、これに視線を合せて研究することは、方法的にも資料的にも、先学を克服することなしにはありえないであろう。イワノフによる研究および研究指導は、そうした努力であったとみられる。

ただ、それがどの程度成果をみたか、という点から現況を反省するならば、帝政ロシア労働政策の同時代人が看取り、感じとり、記録し、言外にほわしたこともを理論的に吸収し、さまざまな社会的勢力の入りくんだ諸関係を明らかにすることについては、まだまだ沢山のことがのこされていることも同時に認めざるを得ないのである。